

風しんの抗体検査・予防接種のお知らせ

**令和4年2月28日までの期間に限り、
風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。**

風しんの予防接種は、現在予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。**

そのため、令和4年2月28日までの期間に限り、**昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性**を風しんの定期接種の対象者とし、クーポン券をお届けしています。

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種

対象者の方には、**お届けしたクーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

~ 抗体検査・予防接種までの流れ ~

クーポン券()、抗体検査受診票、定期接種予診票が届きます

昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方はR2年度、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方はR元年度に郵送しています。

・実施機関(健診機関・医療機関等)に申込みをします
・抗体検査受診票を記入します

抗体検査(血液検査)

<必要なもの> クーポン券、本人確認書類(保険証や運転免許証等)、抗体検査受診票

抗体検査の結果が届きます

(医療機関に結果を受け取りに行くこともあります)

抗体なし

- ・風しんへの抵抗力がありません。
- ・風しんにかかるリスクがあります。

予防接種対象者となります

抗体あり

- ・風しんへの抵抗力があります。
- ・定期の予防接種の対象となりません。

・医療機関に申込みをします ・定期接種予診票を記入します

予防接種

<必要なもの> クーポン券
本人確認書類(保険証や運転免許証等)
風しん抗体検査結果
定期接種予診票

()クーポン券参考

	医療機関提出用	国保連提出用	ご本人控え
抗体検査券	1	1	1
予防接種予診票	2	2	2
予防接種券	3	3	3

見本

抗体検査・予防接種は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。実施可能な医療機関等のリストは、厚生労働省HPに掲載されています。また、抗体検査については、医療機関のほか、事業所健診や特定健診の機会に受けることもできます。近隣市町村の医療機関や、浦臼町の健診日程等については、別紙をご覧ください。

よくある
ご質問

Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。



風しんの追加的対策の詳細情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

お問合せ先
浦臼町保健センター 69-2100